

## 美浦村空き家情報登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、美浦村における空き家の有効活用を通して、美浦村民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域活性化を図るために実施する美浦村空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない村内に存在する建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。ただし、民間事業者による賃貸又は分譲を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は売却を行うことができる権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を公開し、村内への交流・定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (宅建協会との協定)

第4条 村長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と次の各号に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

- (1) 仲介業者の推薦
- (2) 空き家バンクへ所有者等から登録の申込みがあった空き家の登録に必要な調査
- (3) 空き家の売買又は賃貸借の契約交渉の仲介  
(空き家バンクへの登録要件)

第5条 空き家バンクに登録しようとする所有者等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 当該空き家が第2条第1号の条件を満たしている建物
- (2) 当該空き家の所有者等が第2条第2号の条件を満たしている者  
(空き家バンクへの登録申込み等)

第6条 空き家バンクへ登録しようとする所有者等は、美浦村空き家バンク物

件登録申込書（様式第1号）に美浦村空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及び同意書（様式第3号）を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適切であると認めた場合は当該空き家を空き家台帳に登録するものとする。
- 3 村長は、第1項の申込みを受け、宅建協会に仲介を依頼し、仲介業者が決定したときは、美浦村空き家バンク仲介業者決定通知書（様式第4号）により所有者等に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録期間は、登録の日から起算して2年以内とする。
- 5 村長は、第2項の規定による登録をしたときは、美浦村空き家バンク物件登録通知書（様式第5号）により当該所有者等（以下「空き家登録者」という。）に通知するものとする。

（空き家台帳登録事項変更の届出）

第7条 前条第5項の規定による登録の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、美浦村空き家バンク物件登録変更届出書（様式第6号）に変更内容を記載した美浦村空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を新たに作成し、村長に届け出なければならない。

- 2 村長は、前項の規定による届け出を受け、空き家の登録事項を変更したときは、美浦村空き家バンク物件登録変更通知書（様式第7号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家台帳登録の抹消）

第8条 村長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空き家台帳から抹消するものとする。

- (1) 美浦村空き家バンク物件登録取消届出書（様式第8号）の提出があったとき。
- (2) 空き家バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間の延長の申出がなかったとき。
- (3) 当該空き家に係る所有権に異動があったとき。
- (4) その他村長が適当でないと認めたとき。

- 2 前項の規定による抹消をしたときは、美浦村空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第9号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録期間延長）

第9条 空き家登録者は、空き家バンク物件登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、美浦村空き家バンク物件登録期間延長申出書（様式第10号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

3 村長は、第1項の規定による申し出を受け、空き家の登録期間を延長したときは、美浦村空き家バンク物件登録期間延長通知書（様式第11号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録情報の提供）

第10条 村長は、空き家台帳に登録された空き家の情報（以下「空き家情報」という。）を美浦村が管理するホームページ等において公開するとともに利用登録者（第11条第5項に規定する者をいう。）に提供するものとする。

2 前項の規定により公開する空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 売却又は賃貸の希望価格
- (4) 物件所在地
- (5) 物件の概要
- (6) 設備状況
- (7) 主要施設等への距離
- (8) 位置図及び間取り図
- (9) 写真

（利用の登録申込み等）

第11条 空き家情報の提供を受けようとする者は、美浦村空き家バンク利用登録申込書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 空き家情報の提供を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、地域住民と協調して生活しようとする者であること。
- (2) その他村長が適当と認めた者であること。

3 村長は、第1項の規定による申込みについて、前項に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該申込者を空き家情報バンク利用登録台帳（以下「情報利用登録台帳」という。）に登録するものとする。

4 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して2年以内とする。

5 村長は、第3項の規定による登録をしたときは、美浦村空き家バンク利用登録通知書（様式第14号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項変更の届出)

第12条 前条第5項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、美浦村空き家バンク利用登録変更届出書(様式第15号)により、変更内容を届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届け出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、美浦村空き家バンク利用登録変更通知書(様式第16号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録者の登録抹消)

第13条 村長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を情報利用登録台帳から抹消するものとする。

(1) 第11条第2項に掲げる要件を欠く者と認められるとき

(2) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

(3) 申込みの内容に虚偽があったとき

(4) 利用登録の期間満了日を経過しても、登録期間の延長の申出がなかったとき

(5) 美浦村空き家バンク利用登録取消届出書(様式第17号)の提出があったとき

(6) その他村長が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により登録を抹消したときは、美浦村空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第18号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録の登録期間延長)

第14条 利用登録者は、空き家バンク利用登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、美浦村空き家バンク利用登録期間延長申出書(様式第19号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

3 村長は、第1項の規定による申し出を受け、利用登録の登録期間を延長したときは、美浦村空き家バンク利用登録期間延長通知書(様式第20号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(希望物件の交渉申込み及び通知)

第15条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申し込むときは、美浦村空き家バンク物件交渉申込書(様式第21号)により村長に申し込まなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、美浦村空き家バンク物件交渉申請通知書(様式第22号)により空き家登録者及び宅建協会に通知するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第16条 前条第2項の規定による通知を受けた宅建協会は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果については、美浦村空き家バンク物件交渉結果報告書(様式第23号)により速やかに村長に報告しなければならない。

2 村長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。